

審議会等一覧表（指針対象審議会）

【令和6年4月1日現在】

番号	担当課	名 称	設置根拠法令等	審議会等の概要	委員定数
1	企画財政経営課	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	本町の教育活動に関する協議及び意見交換等を行います。	6人
2	企画財政経営課	まち・ひと・しごと創生推進会議	まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱	本町における地方創生の推進にあたり、熊取町総合戦略の策定等について意見を述べます。	10人以内
3	企画財政経営課	総合計画審議会	総合計画審議会条例	総合計画及び国土利用計画法による市町村計画に関する事項を調査及び審議し、意見を述べます。	25人以内
4	企画財政経営課	協働推進委員会	附属機関条例	協働のまちづくりを推進することを目的として、住民提案協働事業の審査のほか、協働のまちづくりの推進に関して町長から意見等を求められた事案に対する協議・検討などを行います。	7人以内
5	企画財政経営課	熊取町指定管理者制度評価委員会	熊取町指定管理者制度評価委員会設置要綱	地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者制度について、有識者等の外部の視点からその運用状況について適正な評価を行います。	3人以内
6	企画財政経営課	行政改革審議会	附属機関条例	町長の諮問に応じ、本町の行政改革推進のために必要な助言及び提言を行います。	10人
7	自治・防災課	防災会議	災害対策基本法 防災会議条例	町民の安全を支える計画である地域防災計画の作成及びその実施の推進や、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項の審議を行います。	45人以内
8	自治・防災課	国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 国民保護協議会条例	本町の区域に係る国民の保護のための措置（国民保護措置）に関し、広く住民に意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するとともに、国民保護計画の諮問機関として国民保護措置に関する重要事項を審議します。	45人以内
9	総務課	情報公開審査会	情報公開条例	情報公開条例による不服申立てに関し、実施機関から諮問を受けた事項について審査し、答申を行います。	5人

番号	担当課	名 称	設置根拠法令等	審議会等の概要	委員定数
10	総務課	個人情報保護審査会	附属機関条例	個人情報保護条例による不服申立てに関し、実施機関から諮問を受けた事項について審査し、答申を行います。	5 人
11	総務課	特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会条例	町長の諮問に応じ、町長及び副町長の給料額並びに議員報酬の額について審議を行います。	8 人
12	総務課	行政不服審査会	附属機関条例	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理します。	5 人以内
13	人事課	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	非常勤職員公務災害補償条例	災害が、公務または通勤により生じたものであるかどうかを審議します。	5 人
14	人事課	非常勤職員公務災害補償等審査会	非常勤職員公務災害補償条例	公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定、その他補償の実施について不服申し立てがあった場合、審査を行います。	3 人
15	人権・女性活躍推進課	人権擁護審議会	人権擁護条例	町長の諮問に応じて、人権擁護条例第6条に規定する意識調査、その他人権擁護に関する重要事項について調査、審議し、答申します。	25 人以内
16	人権・女性活躍推進課	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進条例	男女共同参画の推進を図ることを目的として、男女共同参画推進計画の策定及び推進、その他の男女共同参画に関し、町長から意見等を求められた事項について調査審議をおこないます。	
17	総務課	入札監視委員会	附属機関条例	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から入札、契約の過程及び内容について審査し、入札及び契約事務の公正な執行を図ります。	3 人
18	産業振興課	熊取町産業振興ビジョン策定委員会	熊取町産業振興ビジョン策定委員会設置要綱	本町の産業振興策の方向性をより明確化するための「熊取町産業振興ビジョン」の策定に関し、意見を述べます。	11 人
19	環境課	原子力問題対策協議会	原子力問題対策協議会条例	本町に設置された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける施設の平和利用と安全性の確保をはかるため、必要な調査及び審議を行い、関係機関に意見を具申します。	30 人以内

番号	担当課	名 称	設置根拠法令等	審議会等の概要	委員定数
20	環境課	「くまとり」美しいまちづくり推進委員会	「くまとり」美しいまちづくり推進委員会設置要綱	大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」の実現のため、美しいまちづくり推進基本計画及び美しいまちづくり行動計画に基づく施策の進行管理、提案をします。	20人以内
21	環境課	熊取町廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の減量化及び適正処理条例	町長の諮問に応じて本町における廃棄物の減量及び適正な処理その他町長が必要と認める事項について調査及び審議します。	20人以内
22	健康・いきいき高齢課	保健対策推進協議会	附属機関条例	健康に関する知識の普及、保健・栄養・食生活改善等の指導、健康に関する各種の集会・講習会等の開催、健康相談・健康診査・その他健康を推進するための事業、「健康くまとり21」計画策定及び評価の見直しなどについて審議します。	20人以内
23	健康・いきいき高齢課	老人ホーム入所判定委員会	附属機関条例	老人ホームへの入所の要否に関する判定審査、老人ホーム入所の継続に関する要否の審査及び入所を要しないとした者に対しての在宅福祉事業の利用等について検討します。	10人以下
24	健康・いきいき高齢課	老人福祉センター指定管理者選定委員会	・老人福祉センター条例 ・老人福祉センター規則	老人福祉センター条例第3条に規定する熊取町立老人福祉センターの指定管理者の選定を公平かつ適正に実施します。	6人
25	介護保険課	高齢者保健福祉推進委員会	附属機関条例	①熊取町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定又は見直しに係る調査及び検討に関する事務、並びに目標達成状況の点検及び進行管理に関する事務を行います。 ②地域密着型サービスを提供する事務所の指定やサービスの指定基準及び報酬基準等地域密着型サービスの運営に関する事務を行います。 ③介護保険法に規定する地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務を行います。	18人以内
26	介護保険課	地域包括支援センター運営部会	・高齢者保健福祉推進委員会規則 ・地域包括支援センター運営部会設置要綱	高齢者保健福祉推進委員会規則第7条に規定する専門部会として、介護保険法第115条の39に規定する地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務を行います。	10人以内
27	介護保険課	地域密着型サービス事業者選考部会	・高齢者保健福祉推進委員会規則 ・地域密着型サービス事業者選考部会設置要綱	高齢者保健福祉推進委員会規則第7条に規定する専門部会として、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスを整備運営する事業者を公募するに当たり、公正かつ適正な選考に関する事務を行う。	8人以内
28	介護保険課	介護認定審査会	介護保険法	要介護（支援）認定申請が提出された場合に、その対象者の認定調査及び主治医意見書から判定されたコンピューターによる一次判定をもとに、介護認定審査会において二次判定を行います。	25人
29	障がい福祉課	障害支援区分判定審査会	障害者総合支援法	障がい支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため設置する機関です。	20人以内

番号	担当課	名 称	設置根拠法令等	審議会等の概要	委員定数
30	障がい福祉課	障害者施策推進委員会	附属機関条例	障害者施策について、町長の求めに応じ意見を述べたり、施策の円滑な推進について調査審議します。	20人以内
		障害者施策推進委員会専門部会	障害者施策推進委員会規則	障害者施策推進委員会規則第7条に定められており、会長は必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができます。	—
31	障がい福祉課	自立支援協議会	附属機関条例	障がい者等への円滑な支援体制の整備や関係機関等の相互の連絡調整に関することについて必要な事項の協議等を行います。	20人以内
32	生活福祉課	民生委員推薦会	民生委員法	民生委員法第6条の規定により、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても適当である者を推薦します。	7人
33	生活福祉課	地域福祉計画策定委員会	附属機関条例	地域で暮らす全ての人が自らの地域と関わり生涯を通して生き生きと自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のため指針となるべき地域福祉計画の策定に関する調査検討及び進捗度の確認を行います。	25人以内
34	子育て支援課	子ども・子育て会議	附属機関条例	本町における子ども・子育て支援新制度の総合的な推進を図り、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援をはじめ、次代を担う子どもの健全な育成のための環境整備を図るべく、子ども・子育て支援事業計画の策定、実施状況及び推進に関し、必要となるべき措置について審議等を行います。	25人以内
35	子育て支援課	予防接種健康被害調査委員会	附属機関条例	町が実施する予防接種により発生した健康被害について、医学的な見地から調査を行い、予防接種と健康被害との因果関係を審議します。	7人以内
36	保育課	児童福祉審議会	附属機関条例	保育所及び家庭的保育事業等の設置認可についての調査審議等を行います。	7人以内
37	保険年金課	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法	町長からの諮問を受けて、国保事業に関する重要事項について審議し、答申します。	14人

番号	担当課	名 称	設置根拠法令等	審議会等の概要	委員定数
38	まちづくり計画課	都市計画審議会	都市計画審議会条例	都市計画法第77条の2の規定に基づき、町が決定する都市計画に関する調査審議、都市計画に関して町長が提出する諮問、その他町長が都市計画上必要があると認める事項の調査、審議等を行います。	15人
39	まちづくり計画課	空家等対策審議会	空家等の適正な管理に関する条例	空き家等の対策に関して、基本的な方針となる空家等対策計画の策定及び空家等に関する対策の推進のため、必要な事項を調査、審議等を行います。	10人
40	産業振興課	野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会	野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会規則	熊取町野外活動ふれあい広場の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、応募のあった指定管理者の選考に関する審議を行います。	6人以内
41	道路公園課	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会規則	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、応募のあった指定管理者の選考に関する審議を行います。	6人以内
42	道路公園課	熊取町公共交通協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 熊取町公共交通協議会規約	町のより良い公共交通網を形成すべく、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「（仮称）熊取町公共交通計画（地域公共交通マスタープラン）」の策定に向けた協議を行います。	20人
43	下水道河川課	下水道事業経営委員会	下水道事業経営委員会規則	本町下水道事業について、地方公営企業として、計画的かつ効率的な事業推進と収支バランスが取れた持続可能で健全な事業運営のための、意見交換や調査を行います。	6人
44	生涯学習推進課	社会教育委員会議	社会教育委員条例 社会教育委員会議運営規則	社会教育に関して、教育長を経て教育委員会に助言、提言などを行います。	20人以内
45	生涯学習推進課	青少年問題協議会	附属機関条例	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策を樹立するために必要な事項を調査・審議します。	30人以内
46	生涯学習推進課	熊取町総合体育館等指定管理者選定委員会	総合体育館等指定管理者選定委員会規則	熊取町立総合体育館、熊取町立町民グラウンド及びその他町内スポーツ施設の指定管理者の選考に関して審議する。	6人以内
47	生涯学習推進課	文化財保護審議会	文化財保護審議会条例	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議します。	10人以内

番号	担当課	名 称	設置根拠法令等	審議会等の概要	委員定数
48	図書館	図書館協議会	図書館法 図書館条例	図書館の行う図書館奉仕について、館長の諮問に応じるとともに、意見を述べます。	10人
49	図書館	子ども読書活動推進連絡協議会	熊取町子ども読書活動推進連絡協議会設置要綱	関係機関等が連携し、熊取町内の子どもたちの読書活動を総合的に推進するために、必要な事項を協議します。	—